

**令和8年度とっとり事業承継塾推進事業実施業務委託  
公募型プロポーザル評価要領**

「令和8年度とっとり事業承継塾推進事業実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を以下の基準に基づき実施する。

### 1 評価項目、評価内容及び配点

評価項目		配点
小項目（※それぞれについて、2の「評価基準」で評価し、「係数」を乗じて得点を算出）		
<b>(1) 事業の実施内容【配点60点満点】</b>		
事業の目的及び仕様に沿った実施内容となっているか（係数5）		25
独自の提案・工夫がみられるか（係数4）		20
事業承継の機運醸成に資する内容であるか（係数3）		15
<b>(2) 事業の実施体制【配点50点満点】</b>		
事業を適切に運営できる体制を構築しているか（係数4）		20
事業を実施するために必要な専門家を確保しているか（係数2）		10
事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか（係数2）		10
県内に拠点の有するか（本店、支店、営業所等を含む）（あり+10）		10
<b>(3) 実施スケジュール【配点10点満点】</b>		
事業を実施するために妥当なスケジュールが設定されているか（係数2）		10
<b>(4) 事業実績【配点10点満点】</b>		
過去に類似の事業の実績や成果を有するか（係数2）		10
過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件の発生（あり-10）		-10
<b>(5) 価格の妥当性【10点満点】</b>		
経費が適切に積算されており、妥当な価格の提案となっているか 【算定方法】 $10 \text{点} \times (1 - (\text{見積価格}(\text{税込価格}) / \text{予算額}))$ (見積価格が予算額を超える場合は失格とする。) ※見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。		10

※審査項目ごとに各5点満点とし、それぞれに係数を乗じた点数を各項目の点数とする。  
評価基準は2のとおりとし、絶対評価により評価する。

### 2 評価基準

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

### 3 その他

上記1に示す評価項目（(5)価格の妥当性を除く。）ごとに審査委員の評価点の合計点が満点の2割に満たない場合、その提案者は失格とする。